

令和4年度 事業計画書

社会福祉法人 明成会

目 次

1	事業方針	1 頁
2	障害者支援施設オイコニア	3 頁
3	グループホーム笑和	12 頁
4	相談支援事業所わらわ	14 頁
5	デイサービスセンター緑林荘・さくら貝	16 頁
6	居宅介護支援事業所りょくりん	20 頁
7	配食サービス	22 頁
8	地域における公益的な取組	23 頁
9	職員研修	24 頁

事業方針

地域社会の変化により福祉ニーズが複雑化・多様化する中、新型コロナウイルス感染症（令和2年4月「第1波」）が流行しはじめ、現在“オミクロン株”の感染急拡大「第6波」が続いています。コロナ禍における地域の生活課題や働き方、それぞれの価値観が大きく変化することとなり、私たち社会福祉法人も進化しつつ、地域共生社会の実現を目指し歩んでいかなければなりません。

このような中、本会においても人材確保が喫緊の課題となりました。人材を確保するためには、働きやすい・働き甲斐のある職場づくりに努め、長く働き続けられるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することが必要不可欠です。

多様な働き方を選択できる「複線型」人材マネジメント制度のもと、子育てや介護など家庭の状況に応じて仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備し、促進していくことが求められています。また職場におけるハラスメント防止対策の強化や出産・育児等による離職を防ぎ仕事と育児等を両立できるよう各法律の改正に基づき対策を講じていきます。

今年度も人材確保・育成・定着につながるよう、職場の意識の向上、生産性の向上等の好循環に取り組んでいきます。

今年度の重点項目として以下の項目をあげています。

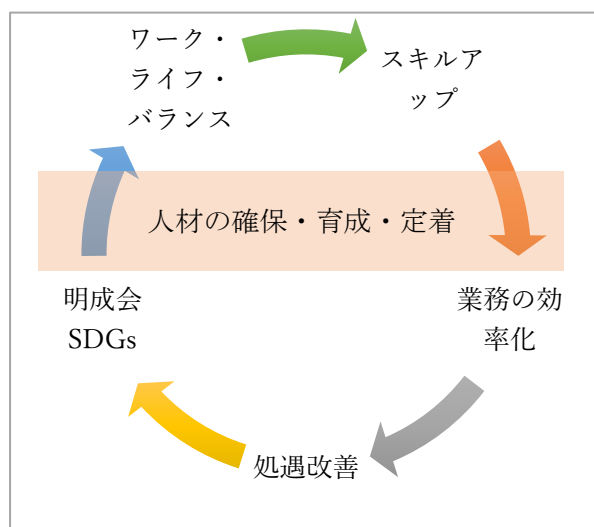
1) スキルアップ（研修強化）

『研修を通して習得したスキルをもって法人で活躍することで、サービスの質が向上し、地域や社会から求められる法人となり、さらには職員のモチベーションのアップを図る』ことを目指し、今年度はこれまで以上に介護技術内容を中心とする事業所内研修に軸足をおいた研修に取り組んでいきます。

また、職員の資格の取得、外部研修の受講など学ぶ機会を積極的に設け、職員一人ひとりの資質向上のための環境を整えるとともに、チャレンジしたいという風土づくりにも努めていきます。

2) 業務の効率化（ICT化の推進）

オイコニアでは、見守り機器として眠りスキャンを全てのご利用者に設置するため、補助金等を活用し新たに25台分を整備するとともに職員一人ひとりがタブレット端末を携帯し、常に眠りスキャンを確認できることをご利用者の体動を把握でき、どこからでも介護記録の入力等ができる環境を整えることで業務の効率化と職員の負担の軽減を図ります。また、さくら貝においても、インカムを導入するとともに、ホールで見守り業務とデータ入力ができるようパソコン環境を見直します。ICT化を推進することで職員に時間と心の余裕が生まれ、これまで以上にご利用者に寄り添うケアを増やしサービスの質の向上につなげていきます。



3) 介護職員の処遇改善

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の取得要件に基づき、職員の処遇改善を毎月の手当として「その他の職員」も含め支給していきます。これまでの処遇改善加算と合わせ、複雑な仕組みとなるものの処遇改善効果は明らかであり、職員の意識も向上していくものと考えています。

4) 明成会SDGsの取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）による「17の目標」が注目されている中、SDGsがめざす「誰一人取り残さない」社会の実現に向け社会福祉法人としてどのように実践していくのか、未来を見据えた上でSDGsの考え方に沿って次期中長期計画を見直すことが必要です。そのため、作成メンバーを中心に取組むべき課題等について議論しながら、法人設立30周年を期に「新」中長期計画の策定に取り組めます。

また、次の項目にも取組めます。

① 法人設立30周年に向けて

令和5年度には法人設立30周年を迎えることとなり、記念事業として「30周年記念誌」の発行に向け委員会を中心に準備に取り掛かります。また、一年を通した写真撮影や記念事業の内容について検討を行っていきます。

② 建物の老朽化対策や改修工事と特浴装置の入替

オイコニアの施設では、築28年の経過にともない老朽化対策を計画的に行う必要があり、大規模改修工事まで長く安全に利用できるよう効果的・効率的な機能維持に取り組めます。そのため、サービスステーション内がより充実した環境となるよう、静養室と医務室を一体的に改修するとともに脱衣場の棚の増設、また各居室の壁の凹みの補修と塗り替えを順次行っていきます。また、補助金の申請等を行いながら大型機器である特殊浴槽の入替を検討していきます。

③ デイサービスセンターさくら貝の定員拡大

興津地区のニーズに沿って水・金曜日の定員を10名から15名に変更し、すべての曜日を定員15名に見直します。同時に生活相談員・看護職員・介護職員が配置要件となるため、デイサービスセンター緑林荘とも職員調整を行いながら一体的な運営を行っていきます。

以上を令和4年度事業方針とします。

[障害者総合支援法による障害福祉サービス事業]

障害者支援施設 オイコニア

ご利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重しながら、その人らしい自立した生活を営むことができるように、良質かつ安心、安全でご利用者主体のサービス提供に心がける。また、日々の暮らしをより潤いのある生活へとつなげていくためにもご利用者の意見や、意向に寄り添いながら、内面的充実感を得ることのできる生活の場を提供する。さらに、個別での作業療法機能訓練の充実を図り、精神障害や発達障害、高次脳機能障害に効果的となる訓練の場の提供を行い、ご利用者一人ひとりの潜在能力が発揮できるような取り組みを行う。

日中活動事業である生活介護サービスについては、より安全で快適な生活の実現にむけて今年度もライフサポート委員会を再編成する。業務改善では業務内の無駄な動きを見直し、安定かつ効率的な支援の提供へとつなげる。また、導入されたICT機器のさらなる活用を進めるとともに新たな機器の情報収集や導入の検討を行い、支援の安全性と効率化及び職員の身体的・精神的な業務負担の軽減に取り組む。

居住支援事業の施設入所支援サービスについては、ご利用者のプライバシー尊重に努めつつ、より快適で自立した生活ができるように取り組む。

また、個別支援計画の充実を図るため、サービス管理責任者を中心に生活支援員や作業療法士などの専門職と連携をしながら、ご利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、自分らしい生活が送れるような支援へとつなげる。

入退職や異動で職員が入れ代わっていく中、今年度は原点に回帰し、基本に重点をおいた介護技術の向上やご利用者への支援方法などの研修を実施する。また、昨年度新たに作成した手順書を活用し、一日のやるべき職務の理解と実践、職員ごとのレベルのばらつきの改善とやり直し支援を減らし統一した基準どおりの支援の提供に取り組み、質の高いサービス提供へとつなげていく。

今後も障害福祉制度の動きを確認しながら対応を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、ご利用者が安心、安全に生活ができるように支援する。

1 日常生活支援

ご利用者個々のニーズに応じた適切な福祉サービスの提供ができるよう、環境の整備、及び情報提供等を行う。ご利用者個々のできる力の引出しと、生活の質の向上を図り、よりその人らしい自立した生活の場の確保を行い、目的達成に向けての支援をする。

① 相談・支援活動

ご利用者との信頼関係を築き、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境などの把握に努め、ご利用者やご家族に対しその相談に応じ、必要な助言その他の支援を行う。また、ご利用者や他の職員、関係者から情報を収集し、ご利用者と問題の原因・性質を多角的に検討し、ご利用者の要望を聞きながら問題解決に努める。

② 個別生活支援計画

ご利用者の状況やニーズに応じた適切なサービス提供をするための支援計画を作成・実施していく。そのために必要となるアセスメントは確実にを行い、生活していくうえで解決すべきニーズを明らかにしていくよう努める。さらに作成・実施された支援計画をモニタリングのもと修正を行い、ご利用者一人ひとりが、その人らしく過ごすことができる支援計画の作成に心がけていく。

また、3ヶ月に1回の定期的な個別生活支援計画の策定、見直しを行い、その際に開催されるケアカンファレンスには、サービス管理責任者・看護師・管理栄養士・作業療法士・生活支援員が必ず参加し、援助方針について討議を行い、ズレが生じないように努める。身体レベル等の低下により特別な支援を望むご利用者には、ご家族にも参加を促し、ご利用者の希望する生活が実現できるよう支援する。

③ ライフサポート委員会

ご利用者がより安心・安全で快適な生活が送れるようにライフサポート委員会が定期的な会議の開催を行い、継続性のある内容の濃い活動へと繋げていく。また、各委員会がそれぞれ活動していくのではなく、各リーダーが密に情報交換を行い、委員会同士の連携を図る。さらに、専門的な知識と技術を高めるとともに、事例研究を取り入れ、他職種間の連携を強化しながら、ご利用者個々のニーズに沿った日常生活の充実が図れるよう努める。

④ 懇談会

ご利用者がより安心し快適な生活ができるよう、利用者自治会役員懇談会、利用者懇談会等を定期的で開催し、意見や要望を聞く機会を設け、ご利用者からの要望が反映できる取り組みを行う。

⑤ 苦情解決

苦情窓口と解決のための第三者機関を明確化し、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに対処するよう努める。第三者委員へ状態や状況を報告後、訪問を実施してもらい、ご利用者本位のサービス提供ができる体制の確保を行う。

2 健康機能の維持、体調管理

ご利用者の加齢に伴い、身体機能及びADLの低下がみられるようになり、その為基礎疾患の重篤化、合併症の併発、褥瘡の発症リスクも高い状態が継続している。特に肺炎リスクの高いご利用者が増え、入退院を繰り返す傾向にあり異変の早期発見、早期治療を行う事で重症化を防ぐよう体調管理に努め、健康に過ごして頂けるよう支援していく。また、環境条件の影響やストレスなどにより、病態の重篤化へと移行するリスクが高く、ご利用者一人ひとりの原因疾患の他に、現時点での病症を把握し、職員に状態把握と理解を求めていく。

また、新型コロナウイルス感染症について情報収集及び予防対策の啓発に努め、予防接種については国からの指針があれば、その都度臨機応変に対応していく。

職員の腰痛の発症・悪化を予防するためノーリフティングケアの統一、腰痛予防体操を引き続き行う。

① 健康診断と健康保持増進

嘱託医にて週一回（毎週土曜日）診察と健康指導

定期的歯科検診 医師及び歯科衛生士による検診指導

ご利用者健康診断・胸部レントゲン（4月／年1回）

- ・採血 検尿（4月、10月／年2回）
- ・他各種検診（婦人科、胃カメラなど）希望者への支援
- ・体重測定・・・毎月1回
- ・血圧測定・・・週1回以上
- ・インフルエンザ予防注射（11月）希望者に実施
- ・新型コロナウイルス感染症予防接種 希望者に実施
- ・高齢者肺炎球菌ワクチン 希望者に実施

職員健康診断 全職員・・・1回／年

夜勤者・・・2回／年

全職員インフルエンザ予防注射（10月）

② 感染予防対策

- ・手洗い、うがい、消毒、マスク、毎日の体温測定の励行を周知徹底する。
- ・インフルエンザ、ノロウイルスの発生しやすい11月から2月は特に他職種と協力し最大限予防と感染を最小限に食い止められるように衛生管理強化を図る。

③ 疾病発症時は嘱託医との連携の下、該当診療科受診と適切な処置を行う。

④ 生活介護・短期入所サービス利用者も含め、ご利用者の健康状態、基礎疾患を見据え支援して行く。

⑤ 褥瘡予防対策

- ・他職種と連携し、発症や悪化させないように努める。

⑥ 専門職としての自覚を持ち、適切な医療、看護を行う。

- ・資質向上のための研修会や勉強会に参加する。
- ・各マニュアルの見直しを行う。

3 食生活支援について

ご利用者のニーズを反映した喜ばれる献立作り、季節感のある家庭的な食事環境作りを行い豊かで楽しい食生活が提供できるようカフェテリア選択食の充実に努める。また、ご利用者の生活機能の維持改善とQOLの向上、自立を支援するために大きな役割として適切な栄養管理、総合的な観点からの栄養ケア・マネジメントを実施しご利用者が健康に生活していけるよう支援していく。ご利用者に自身の健康についての理解と生活改善にむけた助言を行い、ともに考え健康な身体づくりへの取り組みを実施していく。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、我慢と制限ある生活が続く中、ご利用者に施設の中でも食事を通してリフレッシュできる企画や喜ばれる食事を提供していく。

① カフェテリア方式による選択食の実施

朝食：和 or 洋選択

昼・夕食：複数メニューより選択

② 行事食

新年会・忘年会・お花見弁当・レストランなど季節に応じた行事の実施

③ 健康維持増進

栄養ケア・マネジメントに基づいた個別栄養管理を行い低栄養・過栄養の予防や疾病の治癒・悪化防止など健康維持増進に努める。また、障害や加齢による嚥下困難者など個々の身体状況に応じた安全かつ安心な嚥下食の提供を行う。

④ 嗜好調査（年一回）

日常の食事や行事食、食事環境に対する意見や要望をアンケートで実施する。調査結果で出てきたニーズには出来るだけ早く対応し食事に対する満足度に応える。また、課題については他職種と協働し迅速に対応をとる。

⑤ 食生活検討会（月一回）

ご利用者がより健康に暮らせるよう助言や情報の提供を行う。また、必要に応じ個々の栄養相談も合わせて実施する。

⑥ 衛生管理・厨房設備機器の管理

- ・ 食中毒対策の徹底

電解水利用による衛生管理（強酸性電解水による殺菌）

調理器具の衛生管理

新鮮な食品の選択、検品

感染症流行時期の衛生管理強化（ノロウイルス対策・検便）

- ・ 業務委託先へ徹底した衛生管理・健康管理指導の要請
- ・ 設備機器の点検

4 リハビリについて

ご利用者一人ひとりの性格や疾患の特性、ご利用者とご家族の要望を把握したうえで、身体機能や精神機能、認知機能、日常生活状況などの評価を行い、評価に基づきニーズを導き出す。その時、その場のニーズに応じて計画を立案し、個々の思いや生活に密接したリハビリを提供する。リハビリ内容は身体機能面のみに目を向けるのではなく、各個人にとって価値のある活動を展開し、各疾患の特性に応じた幅広い活動を提供する。精神障害、発達障害、高次脳機能障害を伴うご利用者に対しより効果的なリハビリを提供するため、これまでの個別のプログラムに加え集団プログラムを作成し、日中活動の一環として実施していく。他職種とも連携し、施設全体における生活支援を行う。そして、ご利用者自身が施設内から地域へより広く関心を持ち、社会参加へ繋がるよう支援を行っていく。

① 潜在能力の維持と改善、廃用症候群の予防

生活動作を維持するため、関節可動域訓練や筋力トレーニングなどの機能訓練を行う。受動的なリハビリではなく、個々の生活に合わせた計画をご利用者と一緒に考え、実行し、評価をしていく。自主的なトレーニングを積極的に取り入れ、必要に応じて個別に機能訓練を実施する。

② 生活行為を向上するためのマネジメント

ご利用者の思いや他職種からの情報、作業療法評価から生活の中での介入点をみつけ、ご利用者の状態に合わせた動作練習や介助方法の工夫、福祉用具等を適合することで、生活動作の維持・改善、自立度の向上を目指す。介入後には再評価を行い、継続して実行できる環境をつくる。

③ 社会生活意欲の向上

成功、失敗ともに実際の体験を経て、自身で考えながら経験を積み重ねられるような支援を行う。そして、個人のニーズに沿った地域移行や社会参加を目指す。

④ 意欲、活動性の向上

ご利用者の性格や身体状況を把握し、個人に寄り添った支援ができるよう心理的側面も考慮する。受動的な機能訓練だけでなく、能動的に取り組める作業活動を提供するため、活動内容を発信し、客観的な評価を得る等の工夫を行う。日中活動や生活場面へとつながるような活動を意識し、より意欲を引き出せるような支援を目標とする。

⑤ 車椅子評価用紙の作成・適合

ご利用者の身体状況と生活状況、車椅子の使用状態を評価し、身体に合った車椅子を業者と相談し申請を行う。また、完成した車椅子を身体・生活場面に適合するよう支援を行う。

⑥ 自助具等福祉用具の提案作成

日常生活動作や余暇活動がより楽に行えるようになり、生活範囲や趣味が広がるよう支援していく。

※ リハビリ室に限定せず生活全般を考慮したリハビリを実施する。特に訴えのないご利用者に対しても十分に目をむけたリハビリの提供に心掛ける。

5 施設内外行事計画

行事を実施することにより、参加への自発性、社会性の養成、個性の伸長を促すとともに、ご利用者・職員・ご家族相互の親睦を図り、心身ともにより豊かな人生の実現を目指すことを支援する。また、ご利用者の要望や反省点を踏まえた行事の提供ができるように、実施担当者やご利用者を交え話し合いを行うなどし、より充実した内容となるように連携を図っていく。

<主な年間行事計画>

4月	お花見
5月	レストラン
7月	夏祭り
11月	レストラン
12月	クリスマス・年忘れ会
1月	新年会
3月	レストラン

※毎週木曜日の園内喫茶や随時、ドライブ、ショッピングを実施する。ただし、新型コロナウイルス感染状況により、飲食を伴う行事（外食等）の実施も検討する。

6 防災対策

自然災害時における対策を講じ、安心・安全に生活ができる環境づくりを行うため、災害時に必要な食料品や日用品、衛生用品等を整備するとともに定期的な管理を行い、災害発生時にご利用者が安心した状況で生活できるように対応する。さらに、防災計画に基づいて、火災、地震、風水害、土砂災害を想定した訓練を実施する。

<防災訓練年間計画>

5月	昼間地震火災想定	11月	昼間火災想定
6月	風水害・土砂災害想定	1月	夜間地震想定
9月	昼間地震想定	3月	夜間地震火災想定

<BCP 訓練年間計画>

内 容	主な目的	回数
参集訓練	・参集ルートの検証・職員の意識づけ	年1回
安否確認訓練	・安否確認システムの操作方法の確認・職員の意識づけ	年2回
座学研修	・南海トラフ地震や風水害など、災害に関する基礎知識養う	年1回
実践的な訓練	・事業継続計画に基づき、実践的な訓練を行う	年1回

<福祉避難所運営訓練計画>

四万十町との「災害発生時における福祉避難所の設置運営における協定書」に基づき、災害発生時、災害避難スペースオイコニアにおいて在宅の障害者及び障害児が安心して日常生活が営めるよう仁井田地区自主防災組織と連携しながら「福祉避難所開設運営訓練」を通じて福祉避難所の役割と理解を深めていく。

7 委員会活動

	名 称	目 的
ライ フ サ ポ ー ト 委 員 会	日中活動委員会	ご利用者の想いや意見に寄り添いながら、ご利用者、職員ともに自分の持ち味や特技を活かし、作業療法士とも連携を図りながら日常生活がより豊かで、楽しい時間となるよう活動を提供していく。
	生活向上委員会	質の高い支援を行い、ご利用者の安心・安全な生活を維持するために、食事や入浴、排泄、ノーリフティングケアなど生活全般の課題改善や、定期的に事故報告書状況を集計・分析を行い事故の再発防止に向けて取り組む。また職員の腰痛予防対策として腰痛調査を定期的に行い、労働環境の改善に努める。
	日常業務改善委員会	業務内での無駄な時間を省き、ご利用者への支援が安定して提供できる環境をつくる共に、タブレット、インカム、眠りスキャンなど、導入された機器を活用して業務の効率化が出来るように検討していく。また、作成された手順書を活用し、業務の統一化を図っていく。
	環境整備委員会	ご利用者が安心・安全、快適に過ごせるように施設内の環境整備について検討を行うとともに清掃等の環境美化についても検討する。また、器具備品、福祉機器類の適切な管理・メンテナンスに努める。
そ の 他	権利擁護 虐待防止委員会	身体拘束の事案についての検討や、差別、虐待等の防止にむけた支援マニュアルの見直し、実践的な研修や会議の実施、職員の虐待防止への意識を高めるためのチェックリストを実施し、ご利用者の権利侵害の防止と早期発見に努める。
	感染症対策 委員会	施設内の具体的な感染症対策の計画を立て、マニュアル等を作成・見直しを行っていく。
	危機管理・ 防災対策委員会	南海地震等の自然災害発生時や新型コロナウイルス等による感染症発生時においても最低限の障害福祉サービスが提供できるように定期的に事業継続計画（BCP）の見直しを行う。

[在宅サービス]

生活介護・短期入所事業計画

今年度も在宅で生活をされている障害者の方に施設利用を通して、ご利用者が可能な限り在宅での生活が継続できるよう障害福祉サービスを提供する。

短期入所サービスについては、新規利用に向けた問い合わせが続いている状態で、昨年度同様の安定した利用が見込まれる。今年度も関係機関とご利用者に関する連絡調整を綿密に行い効率的な利用計画を実施し利用増につなげたい。

通所事業については、ここ数年新規利用の開拓が停滞している状態である。短期入所利用と重複しているご利用者もあり、稼働率増は厳しい状況である。今後も相談支援専門員や関係機関に情報収集を行いながら、新規利用開拓に努力していきたい。

1 基本方針

〈生活介護〉

在宅で生活をされている障害者の方を対象に、必要な身体介助、生活等に関する相談や助言、創作活動の機会の提供、ご利用者個々が有する能力に応じ、その人らしい自立した生活を営むことができるよう生活機能の維持、向上のための訓練の場等を提供する。

〈短期入所〉

在宅で生活をされている障害者の方の介護を行う者の、疾病や介護疲れ、リフレッシュなどの目的で短期入所サービスを利用していただき、介護家族の負担軽減やレスパイトサービスの役割を担うとともに、ご利用者に必要な身体介助や創作活動等、生活介護サービスを提供する。

2 基本事業

① 食事サービス

ご利用者個々の食事形態や嗜好に合わせた食事の提供を行うと同時に、献立作成、盛り付けなどを工夫し、喜ばれる食事を提供する。また、ご利用者の体調に応じ食事の形態や内容に対応できるよう、栄養士、調理師と共に努める。また、個々の能力に合わせた介助等が出来るような体制を確保し、楽しく安心した食事を提供する。

② 入浴サービス

ご利用者の健康状態を把握し、事故のないよう細心の注意を払いながら、個々の能力や身体状況に応じた介助を行い、ゆっくりと心地よく入浴していただけるよう努める。

③ 相談及び援助

常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、ご利用者やご家族に対応し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

④ 送迎サービス

送迎時は、事故のないよう安全に配慮し、常にご利用者の状態を観察しながらの運転に努め、送迎時の車内が利用者にとって良き交わりとなるよう心がける。

⑤ 日常生活援助

ご利用者の個々の状態を正確に把握し、個々に応じた援助を行い、人権の擁護とプライバシーの保護に努め、質の高い介護サービスを提供する。また、個々の身体機能やニーズに応じたプログラムを作成し、個別に支援ができる体制の確保を行う。

⑥ 健康管理

ご利用者の健康状態の把握に努め、在宅生活での健康相談を行う。また、不安感を持っているご利用者の健康相談に応じることで、その不安の緩和を図る。

⑦ 機能回復訓練

ご利用者個々のADL向上に努め、身体面・精神面においても充実した生活が送れるよう支援するとともに、ご利用者、及びご家族の要望を把握した、より生活に密接した訓練を提供する。

⑧ 余暇・創作活動

ご利用者個々の身体機能やニーズに応じた日中活動の場を提供し、より満足度の向上に向けた支援を行う。また、各サークル等については、充実した内容のあるものを提供することでより豊かで、生きがいを感じられるような支援に努める。

3 苦情解決

苦情窓口と解決のための第三者機関を明確化し、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに処理するよう努める。また、第三者委員の方との連絡を密に行いながら、ご利用者本位のサービス提供ができる体制の確保を図る。

4 地域との連携

地域に開かれた事業として、地域の住民やボランティア団体等との連携・協力をしながら地域交流に努める。

ご利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、主として夜間において、ご利用者の身体状況及び精神状況並びに環境等に応じて、相談、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の必要な援助を適切かつ効果的に行うように努める。

また、ご利用者個々の人格と尊厳を守りながら、ご利用者一人ひとりが地域住民の一員として生活できるよう支援するとともに、地域での活動が継続でき日々の暮らしがより充実できるようご利用者に寄り添った支援に心掛ける。さらに体調を大きく崩すことがないよう日々の状態を観察し、表情や行動に変化を感じた際には、相談支援専門員や各関係機関と速やかに連携し適切な対応を図る。

今後も新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、ご利用者が安心、安全に生活ができるように支援する。

1 基本事業

① 日常生活の支援

食事、入浴、排泄等の介護及び調理、買い物支援、身の整理整頓への助言や支援並びに日常生活面における相談、助言、支援を行う。

② 社会生活の支援

福祉サービス等に係る申請支援、経済面での支援、家族への必要な情報提供、緊急時の報告など家族との連携を行う。

③ 医療的支援

健康管理、衛生面への助言や支援、必要時は医療機関への受診同行、各関係医療機関との連携を行う。

④ 日中活動支援

日中活動事業所や就労先との連絡調整を行う。

⑤ 社会参加の支援

地域行事等へ参加し、地域との交流が図れるように支援する。

⑥ 個別支援計画の作成

アセスメントの実施、モニタリングによる修正、定期的なカンファレンスを開催し、ご利用者の状況やニーズに応じた支援をする。

2 職員研修

① 定期的な職員会の実施

② 外部研修会や内部研修会への積極的な参加

3 年間行事

4月	誕生日会、ドライブ、避難訓練（昼間火災想定）
5月	誕生日会、クッキング、避難訓練（昼間地震想定）
6月	避難訓練（夜間風水害土砂災害想定）
7月	ショッピング、避難訓練（夜間火災想定）
8月	クッキング、避難訓練（夜間地震想定）
9月	誕生日会、避難訓練（昼間風水害土砂災害想定）
10月	ピクニック、誕生日会、避難訓練（昼間火災想定）
11月	誕生日会、避難訓練（昼間地震想定）
12月	クリスマス会、ショッピング、避難訓練（夜間風水害土砂災害想定）
1月	初詣、クッキング、避難訓練（夜間火災想定）
2月	誕生日会、避難訓練（昼間風水害土砂災害想定）
3月	誕生日会、クッキング、避難訓練（夜間地震想定）

※その他、地域の行事（台地まつりやふくふくまつり等）への参加

4 防災訓練

火災や地震等を想定した避難訓練を毎月実施する。

5 各委員会

権利擁護虐待防止委員会	身体拘束の事案についての検討や、差別、虐待等の防止にむけた支援マニュアルの見直し、実践的な研修や会議の実施、職員の虐待防止への意識を高めるためのチェックリストを実施し、ご利用者の権利侵害の防止と早期発見に努める。
感染症対策委員会	施設内の具体的な感染対策の計画を立て、マニュアル等を作成・手直しを行っていく。
危機管理・防災対策委員会	南海地震等の自然災害発生時や新型コロナウイルス等による感染症発生時においても最低限の障害福祉サービスが提供できるように定期的に事業継続計画（BCP）の見直しを行う。

相談支援事業所 わらわ

四万十町役場健康福祉課や各事業所と連携しながら、主に町内で在宅生活をされている方の計画作成に取り組む。また、ご利用者が日頃困っていることについての相談ごとに対しても各支援機関と連携しながら必要な情報を提供し、各々の利用者が住み慣れた地域でその人らしい生活ができるように、きめ細やかで公正中立な支援を行う。

昨年度より障害児相談の件数が増えてきていることから、各関係機関と連携を図りながら、ご利用者個々のニーズ解決に努める。

1 指定特定相談支援事業（計画作成）

① 基本方針

障害者・児等の自立した生活が送れるよう、生活していくうえでのニーズの解決に向けて、各関係機関や多職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し、きめ細かく支援する。

② 基本事業

- ・ サービス利用支援・障害児支援利用援助
- ・ 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

2 指定一般相談支援（地域移行・定着）

① 基本方針

施設や病院に長期入院等していた障害者が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等について支援する。また、一人暮らしをしている障害者について、緊急時における連絡、相談等の支援を行う

② 基本事業

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

3 障害児相談支援事業

① 基本方針

障害者・児等の自立した生活が送れるよう、生活していくうえでのニーズの解決に向けて、各関係機関や多職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し、きめ細かく支援する。

② 基本事業

- ・ サービス利用支援・障害児支援利用援助
- ・ 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

4 四万十町相談支援事業

① 基本方針

障害者（児）及びその保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供をする。
また、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した社会生活を営むことができるようにする。

② 基本事業

- ・福祉サービスの利用の援助
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・専門機関の紹介
- ・調整会議等への参加
- ・社会資源を活用するための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・その他の生活相談に対する助言・指導

[介護保険法による指定居宅サービス事業]

《指定通所介護事業所・総合事業通所介護事業所

デイサービスセンター緑林荘・さくら貝》

通所介護事業所の安定した経営のためには、引き続き新規ご利用者の確保や、利用中のご利用者の体調の変化に気を配る努力がこれまで以上に必要である。魅力ある事業所として、ご利用者やご家族、ケアマネージャー等に選んでいただけるよう、職員個々が感性や人間性を磨くとともに、専門職としての自覚と誇りを持ち、研修や自己啓発等さらに資質の向上を目指していく必要がある。町内の通所サービス事業所連絡会などへ積極的に参加し、広い視点で事業を客観的に捉える力を養いたい。さらに、ご家族に向けても、ケアへのアドバイスをを行い、きめ細かなサービスや情報の提供により、信頼が得られるよう努めていく。

また、ご利用者一人ひとりに心から楽しく喜んでいただくために、笑顔でのサービスを実践し、介護サービスの枠を超えた心の部分（ホスピタリティ）を意識して、ご利用者の気持ちに寄り添ったサービスを提供していきたい。

1 基本方針

ご利用者が可能な限り、長年住み慣れた居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスの提供及び日常生活上の支援をおこない、ご利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持改善、並びに介護者である家族の身体・精神的負担の軽減を図る。また、ご利用者の苦情等に対しては、誠意をもって対応しご利用者の希望に沿った形で利用していただける事業の推進に努める。

2 基本事業

① 食事サービス

ご利用者個々の食事形態や嗜好に合わせた食事の提供を行なうとともに、献立や盛り付けなどにも工夫し、喜ばれる食事の提供を行う。ご利用者の体調に応じ食事の形態や献立内容が変更できるよう栄養士・調理師と共に努める。また、能力に合わせ介助等が可能な体制を確保し、楽しく安心した食事ができるよう努める。

② 入浴サービス

ご利用者の健康状態を把握し、事故の無いよう細心の注意を払い、個々の能力や身体状況に応じた介助をおこなう。また、ゆっくりと安心して安全な入浴ができるよう努める。

③ 送迎サービス

安全に配慮した合理的なコース設定を行ない、常にご利用者の状態を観察しながらの運行に努めるとともに、送迎時の車内がご利用者にとって良き交わりの場となるよう心掛ける。また、車内外の緊急時の対応が迅速にできるよう努める。

④ 日常生活の援助

ご利用者個々のADL動作に応じた援助を行ない、プライバシー保護と安全に配慮した

質の高い援助の提供をおこなう。また、衛生面にも配慮し、快適な環境づくりに努める。

⑤ 健康状態の把握

来所時の健康状態を確認し、ご利用者の健康状態の把握に努める。また、健康維持について常に気を遣い不安感を持っているご利用者に対し、看護師が助言等を行ない不安の緩和を図る。

⑥ 機能訓練

機能訓練指導員による個別機能訓練を取り入れ、機能訓練の強化を図るとともに、心身機能を維持できるようご利用者に合わせたレクリエーションの提供、歩行訓練、音楽活動を取り入れた訓練、手芸等による日常動作訓練を行う。

⑦ 通所介護計画の作成、実施

ご利用者、ご家族の合意の基に居宅介護サービス計画書に沿った通所介護計画を作成し、計画に沿った援助を行う。また、カンファレンスを行い定期的な見直しを行う。

⑧ 介護者への助言

ご家族の希望により、家庭での介護方法等について相談助言を行う。

3 個別対応

余暇活動、創作活動は個々の身体機能・心身機能に応じ、より生きがいにつながる内容を提供する。また、少人数又はご利用者ごとのレクリエーションについて、計画的な活動となるような取り組みを行う。

4 苦情処理窓口

苦情窓口受付職員を明確化し第三者委員と共に、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに対処できるよう努める。

5 総合事業通所介護事業

ご利用者一人ひとりが住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括支援センターと連携を図りながら総合事業通所介護サービスを実施する。要支援度の維持・改善のために日常生活上の支援などの「共通的サービス」と運動器機能向上の「選択的サービス」を実施する。

6 各委員会

権利擁護虐待防止委員会	身体拘束の事案についての検討や、差別、虐待等の防止にむけた支援マニュアルの見直し、実践的な研修や会議の実施、職員の虐待防止への意識を高めるためのチェックリストを実施し、ご利用者の権利侵害の防止と早期発見に努める。
感染症対策委員会	施設内の具体的な感染対策の計画を立て、マニュアル等を作成・見直しを行っていく。
危機管理・防災対策委員会	南海地震等の自然災害発生時や新型コロナウイルス等による感染症発生時においても最低限の居宅サービスが提供できるように定期的に事業継続計画（BCP）の見直しを行う。

デイサービスセンター緑林荘

今年度も、施設入所や長期の入院等により利用率の変動が大きいと思われるため、安定した利用率を確保するために細めな利用計画の調整を各関係機関と図るとともに、ご利用者の体調管理、新型コロナウイルス感染症対策に努めていく。昨年同様、新規ご利用者の申し込みについては、介護度の高いご利用者は少なく、総合事業対象者や要支援・要介護1のご利用者が多くなってきている。この傾向は今後も続くと思込まれるため、昨年同様に日中活動プログラムの充実を図り、下肢筋力の維持・転倒予防対策を積極的に取り組む。また、ご利用者同士の関わりが多く持てるようにテーブルの配置を定期的に変更して、会話が多くの持てる環境作りを目指す。職員も施設内研修を継続して、ご利用者に寄り添った質の高いサービスが提供できるように努める。

建物や備品等の老朽化がみられており、定期点検や修繕を実施し、耐用年数の延長を図るための管理の徹底と保全にも努めていきたい。

また、同一事業所内の居宅介護支援事業所りょくりんと、連携を密に図りながら新規ご利用者やご家族に選んでいただけるようにさらにサービス向上に努める

1) 年間行事計画

- 4月 お花見弁当
- 5月 母の日週間
- 6月 父の日週間
- 9月 敬老週間
- 12月 クリスマス会、年忘れ会・餅つき
- 1月 新年会
- 2月 豆まき

※上記の他、地元の保育所や小学生と交流を行う

2) 防災訓練

- ・火災や地震（年2回）、風水害・土砂災害を想定した避難訓練を実施する。
- ・地域の自主防災組織と連携して福祉避難所運営訓練を実施する。

3) 環境整備

- ・敷地内の清掃・草刈・花壇の手入れ・木の剪定作業を行う。

デイサービスセンターさくら貝

さくら貝においては、利用希望者が増加してきており、これまでは月・火・木・土曜日が15人、水・金曜日は10人定員であったが、4月から月曜日から土曜日まで15人定員に変更する。全体の介護度も上がっており、本年度の収入は昨年度より増収となる見込みである。今年度は、記録業務と見守り等できるようパソコン環境の改善や職員間の情報共有や業務効率化を図るためインカム導入を予定している。

地域全体を見ると、高齢者の割合が高く、独居や高齢者のみの世帯も多く、今後ますます介護サービスの需要が増えることが予測される。独居の高齢者の生活全般の支援や、緊急時の対応など、施設内だけの支援に留まらず、地域そのものを包括的に支援する役割も必要になっている。地域の高齢者の生活を支える拠点として、ケアマネージャーや地域の民生委員の方などと連携を取りながら、広い視点でサービスの提供を行っていく。また、前年度同様に、新型コロナウイルス感染症対策に努めるとともに、体操や生活リハビリの充実など介護予防にも重点を置き、在宅で1日でも長く生活が継続できるようサービスの提供を行う。

1) 年間行事計画

- 4月 お花見弁当
- 9月 敬老会
- 12月 クリスマス会、忘年会、餅つき
- 1月 新年会
- 2月 さくら貝交流会

※上記の他、次の項目をその都度実施

- ・クッキング（昼食・おやつ）を毎月2回実施
- ・ご利用者の誕生日には手作りのカード、敬老の記念品をプレゼント
- ・保育園児や地域住民との交流、ボランティアの受け入れなど積極的に行う

2) 運営推進会議

- ・年に2回、役場担当者、民生委員、地元の代表者、ご家族、ご利用者代表の出席のもと運営推進会議を開催する。

3) 防災訓練

- ・火災避難訓練（年2回）保育所と合同で実施
- ・風水害訓練（年1回） ・地震訓練（年3回）
- ・興津地域ぐるみ学校安全体制整備推進委員会への出席・地域の炊き出し訓練に参加

4) 環境整備

- ・保育所と連携しながら、清掃・草刈・花壇の手入れ・木の剪定作業などを行う。

5) その他 四万十町からの委託により『地域生活支援事業』を行う。

居宅介護支援事業所 りょくりん

令和3年度より、介護支援専門員を2名体制にしたことで相談や計画件数も大幅に増えてきており、今年度はさらに増収となることが見込まれる。要介護認定者数の増加も予測され、要介護者へのケアマネジメントの実施にあたり、四万十町から委託されている予防給付におけるケアマネジメント業務を受けることができない状況になることも考えられる。

四万十町においては、比較的高年齢層の介護支援専門員が大半であり、若い年代層の実務者が少なく、担い手不足も心配されている。今後、介護保険を利用するにあたり、利用者自らや家族が介護サービス計画を自己作成する、セルフプランが必要となることも懸念される状況にある。

また、介護人材不足などにより、短期入所などのニーズに対応できない事業所もあり、必要な利用者が必要なサービスを受けることができない介護難民や老老介護、認認介護、高齢者虐待など、高齢者を取り巻く環境や介護問題の改善が必須である。

本年度もこれまで以上に四万十町役場や包括支援センター、医療機関、各関係機関との情報交換、情報共有等連携を図り、ご利用者や地域の現状を正しく理解するとともに専門知識の習得、マネジメント力の向上をさらに目指していく。

また、四万十町災害時避難行動要支援対策として「災害時避難行動要支援者登録台帳」への登録希望のご利用者に対して個別計画書を作成する等、災害時における情報伝達や避難支援体制を図る取り組みに協力する。

1) 基本事業

- ① ケアプランの作成
- ② 介護保険の申請、更新申請の代行
- ③ 予防給付におけるケアマネジメント業務の実施（四万十町からの委託）

2) 災害時避難行動要支援対策

- ① 災害時避難行動要支援者登録台帳申請書兼避難行動要支援者個別計画書の作成
- ② 訪問等の機会を利用して、定期的な状況確認及び個別計画の更新
- ③ ご利用者が参加する避難訓練及び調査等への支援活動に参加
- ④ 避難情報等災害に関する情報の伝達等の支援
- ⑤ 避難時における必要な支援

3) 研修

- ・権利擁護や高齢者虐待に関する研修
- ・難病や認知症などの、病理や新しい治療方法に関する研修
- ・救急法

6 各委員会

権利擁護虐待防止委員会	身体拘束の事案についての検討や、差別、虐待等の防止にむけた支援マニュアルの見直し、実践的な研修や会議の実施、職員の虐待防止への意識を高めるためのチェックリストを実施し、ご利用者の権利侵害の防止と早期発見に努める。
感染症対策委員会	具体的な感染対策の計画を立て、マニュアル等を作成・見直しを行っていく。
危機管理・防災対策委員会	南海地震等の自然災害発生時や新型コロナウイルス等による感染症発生時においても最低限の居宅サービスが提供できるように定期的に事業継続計画（BCP）の見直しを行う。

[在宅高齢者等への配食サービス事業]

四万十町から配食サービス事業委託を受け、在宅の調理困難な高齢者等に他の食関連サービスと調整を行いながら、必要な人に栄養バランスのとれた配食サービスを提供することにより、食事の面で安心した在宅生活が送れるように支援する。また、定期的な訪問による安否確認を目的としていることから、配達の際は必ず声掛けを行い、不在時には、事前に安否確認方法について申し合わせた事項を厳守し、必要な連絡を行うとともに、異常時には速やかに関係機関等へ通報を行うなどの確な対応を実施していく。

今年度は年間の平均食数を1日115食と見込んでいるが、利用曜日等により食数の変動が予想されるため、希望者ニーズの調整を図りながら在宅サービスの各関係機関と情報交換を行い配食数の拡大に努める。

配達については、シルバー人材センターに委託している配達員2名と職員で3コース（昼・夕）の配送を行っているが、6月から委託先の配達員が1名となることから、これからは独自の配達員を増やしていかなければならない。

この事業の収支状況は厳しい上に在宅福祉サービスの充実を図るためには欠かせないことから、四万十町とも連携しながら事業運営を行っていく。

(1) 四万十町委託事業

＜四万十町配食サービス事業＞

要介護・障害の認定を受けている対象者

＜四万十町第1号生活支援事業に係る配食サービス事業＞

介護予防（要支援1・2及び事業対象者）の認定を受けている対象者

(2) 配食サービス事業（独自）

個人契約による（全額自己負担者）配食サービス事業

(3) 事業の目的

食事の確保が困難な高齢者等に対し、定期的な訪問による栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を行い、自立した生活を確保することを目的とする。

[地域における公益的な取組]

地域共生社会の実現を目指した地域づくりに取組むため、“明成会地域サポート隊”として「地域における公益的な取組」を実践していく。推進委員会において地域住民等から直接聴いた地域のニーズをもとに、活動計画を作成するとともに実施状況を報告し計画の見直しを図ることです。さらに地域における公益的な取組みを積極的に行い、地域とのつながりを深めていく。

1 (地域の他機関とのネットワーク活動)

- ・ 六反地駅・施設周辺の環境美化活動
- ・ 地域と連携した災害対応（炊出し訓練）
- ・ 近隣の宅老所と連携し、職員の持つ福祉の専門性を活かした出前講座の実施
- ・ 施設の訪問販売、園内喫茶など地域住民の参加できる行事の開催
- ・ 観光列車「時代の夜明けのものがたり」のおもてなし活動に参加
- ・ 地元の小学校・中高生との交流や実習生の受け入れを通して、関係機関とのネットワークづくりの取組み

2 (福祉避難所の活用)

- ・ 災害時に備えた地域の防災活動の推進
- ・ 避難スペースを活用した地域住民と共に講演・研修会の実施

3 (既存事業の利用料の減額・免除)

- ・ 介護保険事業における社会福祉法人による利用者負担軽減を実施

[職員研修計画]

明成会の職員として、法人、施設の方針にもとづき、福祉専門職として使命感をもって各自の役割を的確に遂行できるように組織全体でサービスの質の向上と定着につながる育成的な職場環境づくりを目指す。

法人研修として、各事業所が一年間取り組んだ事例や研究を発表することにより、事業所間の情報の共有、交流を図りながら、専門性の高いサービス・チーム力の向上を目指す。また、今年度も地域住民参加型の魅力ある研修会を企画することで地域福祉の拠点づくりの一つとして、積極的な情報発信に努めていく。

さらに、外部研修に積極的に参加し、専門的知識の習得・他施設職員との情報交換を行い、明成会の目指すサービスへ繋がるよう学習を行っていく。

1 法人研修

研修内容	対象者 (実施月)	目 的
新任職員研修	採用職員 (4月)	明成会の経営理念、法人概要を理解し、福祉施設職員としての必要な基礎的知識・技術・技能を習得する。
人事評価者研修	人事評価者 (5月、10月)	人事評価制度運用の実務について定期的な学習を行う。
人権学習会	全職員 (7月)	福祉の動向や福祉専門職としての役割について学習する。
ハラスメント防止研修	全職員 (9月)	ハラスメントについて正しく理解するとともに、職場におけるハラスメントを未然に防ぐための具体的な方法を学ぶ。
(地域サポート隊推進委員会より)	全職員・ 地域住民 (11月)	対象者に地域の方も含め『南海トラフ地震や風水害など災害時の対応について』外部講師による講習会を行う。
リフレッシュ研修	全職員 (12月)	日頃の業務から離れ、リフレッシュすることで新鮮な気持ちでご利用者と向き合える研修を行う。
法人研究発表会	全職員 (2月)	法人内の研究や積極的な取り組み内容について、互いに発表し合うことで内発的モチベーション向上を目指す。

2 事業所研修

【 オイコニア 】

研修内容	目 的
介護技術研修 (年7回)	基本的な介助方法である排泄や食事、移乗、入浴、着脱、ポジショニング及びベットメイキングについて、統一した支援ができるように理解を深める。
夜間緊急対応	夜間の緊急対応の実践を行い、マニュアルの徹底と見直しを行う。緊急時の対応と連携の強化を図る。
感染症	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症などの対応、集団感染防止にむけた意識づけを図る。
虐待防止	障害者の人権や虐待について理解を深め、虐待や身体拘束の予防につなげるとともに、ご利用者個々の自立への取り組みについて考える。
BCP訓練(災害・感染)	事業継続計画(BCP)に基づき、実践的訓練を行う。
経営理念・経営方針についての研修	明成会の経営理念と経営方針の理解と浸透を図るために、ディスカッションを行う。
福祉避難所運営訓練	福祉避難所開設・運営マニュアルに基づく福祉避難所の設置運営訓練を行う。
外部講師による研修	精神障害の特性や心理を理解し、知識を活かして確かな技術で援助する支援を学ぶ。

【デイサービスセンター緑林荘・さくら貝・居宅介護支援事業所りょくりん】

研修内容	目 的
介護技術研修	介護の在り方の原点に戻り、基本に基づいた実践を通しての応用、個々の技術の評価を行い、技術の向上を目指す。
認知症ケア研修	疾患別の認知症ケアに関する知識を習得し、早期発見・進行予防に取り組み、専門性の高いケアの提供を目指す。
救急法・避難訓練	救急法を習得し、緊急時の対応・救命処置技術の向上を図る。
感染症研修	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症や食中毒への対応、まん延防止策について理解を深める。
倫理・法令遵守研修	高齢者虐待防止や法令順守について学び、ご利用者の尊厳を保つサービスを常に実践する。
介護予防研修	介護予防についての理解を深める。
事故予防研修	ヒヤリ・ハット報告の検証と事例検討を行い、事故発生時の対応について周知する。
権利擁護研修	プライバシーの保護、個人情報保護、身体拘束について理解を深め、ご利用者の権利を守るサービスを常に実践する。
食事形態研修	ご利用者個々の嗜好や、食事形態について再確認し、安全な食事の提供を行う。
災害時研修	非常災害時の対応について協議し、職員の連携を深める。
マニュアル研修	マニュアルの見直しを行い、最新の制度やご利用者の状況などに応じた内容に変更する。
B C P 訓練（災害・感染）	事業継続計画（B C P）に基づき、実践的訓練を行う。

【グループホーム笑和・相談支援事業所わらわ】

研修内容	目 的
経営理念について	明成会の理念等について理解と浸透を図る。
災害時研修	火災、地震、風水害土砂災害を想定した訓練を実施し、災害時にご利用者を安全に避難できるよう職員間の連携と強化を図る。
リスクマネジメント	リスクマネジメントについて知識を身に付け、事故を回避するための支援を養い事故防止につなげる。
虐待防止	虐待について理解をし、虐待予防につなげる。
感染症	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症の対応、集団感染防止にむけた意識づけを図る。
プライバシー保護	プライバシーの保護や個人情報保護等に理解を深め、ご利用者の権利擁護につなげる。

5 S 活動について	業務効率の向上や安全性の確保、働きやすい職場へとつなげる。
B C P 訓練（災害・感染）	事業継続計画（B C P）に基づき、実践的訓練を行う。

3 自己啓発の支援

職員が自発活動として自らの専門知識の習得・能力開発を目的に休暇を利用し、外部研修会に参加する場合、研修参加費等を援助することにより、職員の経済的負担を軽減する。